

平成14年11月28日  
( 1 4 - 8 5 )  
< 14時00分記者発表 >  
福井県原子力安全対策課  
敦賀市原子力安全対策課  
美浜町企画課原子力対策室  
高浜町企画情報課  
大飯町企画課

## 自主点検作業の総点検の中間報告にかかる立入調査の結果について

- 1．去る8月29日に明らかになった東京電力(株)の自主点検作業記録の不正記載問題等を踏まえ、県、立地市町はただちに県内の原子力事業者に対し、自主点検作業について総点検を指示したが、11月15日、各事業者から総点検の中間報告(「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」)を受けた。
- 1．県および立地市町は、提出された中間報告書の内容を各発電所において確認するため、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」に基づき、隣接および隣々接市町村の同行を得て、県内の全ての発電所を対象に立入調査を実施した。
- 1．今回の立入調査では、自主点検記録に対する総点検の調査体制および調査方法が不正を摘出し得るものであるか、総点検作業が社外第三者の客観的評価を受けながら厳正に実施されているか、中間報告書の内容が妥当であるかについて、関係書類の確認や聞き取り調査等を実施した。
- 1．立入調査の結果、これまでの総点検作業は的確に実施されており、中間報告書の内容については妥当であることを確認したが、これからも厳正な調査を継続することが重要であると考え。(別紙1)
- 1．本日、この調査結果に基づき、各事業者に対し、今後とも、原子力安全文化の定着、品質管理の徹底、適切な情報提供、企業運営の透明性向上等を図るため、安全協定の趣旨を十分踏まえ、適切な措置を講ずるよう要請した。(別紙2)
- 1．県および立地市町としては、今後とも総点検の実施状況を十分確認していくとともに、各事業者が県民の信頼回復を図るため、全社を挙げて積極的に取り組むよう強く求めていく。

## 自主点検作業の総点検の中間報告書にかかる立入調査の結果について

平成14年11月28日  
 福井県原子力安全対策課  
 敦賀市原子力安全対策課  
 美浜町企画課原子力対策室  
 高浜町企画情報課  
 大飯町企画課

### 1. 立入調査の目的

東京電力(株)の自主点検作業記録の不正記載問題等を踏まえ、県内の3事業者が実施している自主点検記録の総点検の中間報告(「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」)が、11月15日、県および立地市町に提出されたのを受けて、県および立地市町は、今回報告のあった中間報告書の内容を各発電所において確認するため、全ての発電所を対象に安全協定に基づく立入調査を実施した。

今回の立入調査にあたっては、隣接、隣隣接市町村も同行した。

### 2. 日程と調査者・同行者

発電所名	調査月日	立入者	同行者
日本原電(株) 敦賀発電所	11月18日	県、敦賀市	
関西電力(株) 美浜発電所	11月18日	県、美浜町	
大飯発電所	11月20日	県、大飯町	小浜市、上中町
高浜発電所	11月20日	県、高浜町	
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所	11月19日	県、敦賀市	河野村、越前町
高速増殖原型炉もんじゅ	11月19日	県、敦賀市	三方町

### 3. 結果の概要

県内の6発電所(15基)において、自主点検作業記録の確認や担当者からの聞き取り調査等により、総点検の調査体制や中間報告書の内容が妥当であることを確認した。

#### (1) 総点検の調査体制について

- ・自主点検記録の点検作業に関して、各事業者が実施した調査の体制および方法が不正を摘出し得るものであることを、調査記録の帳票や自主点検記録等

により確認した。

- ・調査体制については、事業者が実施した総点検作業の調査結果等が、第三者により客観的な評価を受けながら実施されていることを、会議録等の実績により確認した。

## (2) 自主点検の実施状況について

- ・各社の社内規程が、原子力発電所の品質保証指針(民間基準 JEAG4101)に基づき作成されていることを、関係書類等により確認した。
- ・自主点検作業の代表的事例について、これらの作業や記録等が、社内規程に基づき確実に実施されていることを、関係書類等により確認した。  
(核燃料サイクル開発機構においては、今後実施する。)

## (3) 具体的な事例について

取替前シュラウドのインディケーション(敦賀1号機)

- ・10月24日、日本原電(株)から提出された報告書(「取替前の炉心シュラウドのインディケーションに係る調査報告書」)の内容が妥当であることを、点検実施会社の工事報告書により確認した。
- ・取替前の炉心シュラウドで検出されたインディケーションについては、設計施工会社から、その後の運転を仮定した炉心シュラウドの健全性評価の報告を、日本原電(株)が受けていることを確認した。

塩化ビニールテープによる応力腐食割れの点検作業

(敦賀2号機、美浜1,2号機、高浜1,2,4号機、大飯1,3号機)

- ・点検作業は確実に実施され、点検結果の記録も適切に保管されていることを工事報告書により確認した。
- ・点検作業により指示が認められ、グラインダー等で手入れを実施した箇所については、工事報告書により確認した。
- ・指示が認められ、超音波探傷検査の結果を踏まえてき裂進展評価を行っている記録についても書類で確認した。

自主点検作業記録における記載不備等

- ・中間報告書で摘出された自主点検作業記録における記載不備等について、工事報告書や検査記録等を調査し、改ざんや不正につながる矛盾点がないことを確認した。

## (4) 不正防止策の点検および実施状況について

- ・各社が、過去に経験したトラブルの対策として現在も実施している品質保証に係る改善策や不正防止策、企業倫理活動について、その取り組み状況を聴取した。
- ・今回の問題を踏まえて、現在検討している不正防止策について、その検討状況や取り組み状況を聴取した。

#### 4. 講評

- (1) 各事業者が実施している自主点検作業に係る総点検作業について、各発電所が的確に調査していることを確認した。
- (2) 今後とも厳正な調査を継続していくことが必要である。
- (3) 今回明らかとなった東電問題について、様々な面から真摯に受け止め、「原子力安全文化」の定着化や、不正の発生防止、さらには自主点検作業の的確な実施と確実な記録の保存に努めることが重要である。
- (4) 今後とも安全協定の趣旨を十分認識し、適切な情報の提供や確実な通報連絡に努めることを、各発電所においてさらに徹底することが必要である。
- (5) 各事業者は、透明性のある企業運営に向け、積極的な情報の提供や情報の公開について、最大限の努力を傾注することが重要である。

#### 5. 具体的な指摘事項について

- (1) 安全協定の運用にあたっては、原子力発電所における技術情報の共有化の観点から、今後、発電所内の情報が確実に通報連絡されるよう、社内体制の改善や社員教育の徹底、意識の改善に努めること。
- (2) 確実な品質管理を担保するため、自主点検作業に係る記録や工事施工会社の工事報告書の記載内容等に対する厳密な確認、確実な記録保存が実施されるよう、社内体制の改善や社員への再教育を図ること。  
なお、立入調査において、中間報告書で報告されている不適切事例を確認した。その主なものは以下のものがあった。  
関西電力(株)では、自主点検作業記録の保管において、工事報告書の紛失が2件あった。  
核燃料サイクル開発機構では、燃料出入孔ドアバルブ据付け面の漏えい率試験記録において、算出された漏えい量が目標値を外れていたにもかかわらず合格となっていた。  
日本原電(株)では、格納容器局部漏えい率試験成績書様式において、数値に誤記があるまま4回の検査で使用されていた。
- (3) 原子力発電所の品質保証指針(民間基準 JEAG4101)に基づく点検については、全ての項目について、適切な事例を選択した上で検証すること。
- (4) 品質保証の観点から、社内で行われている監査の結果に対し、迅速かつ適切な対処を徹底すること。

原第769号  
平成14年11月28日

関西電力株式会社  
原子力事業本部長 岸田 哲二 殿

日本原子力発電株式会社  
敦賀地区本部長 木下 文夫 殿

核燃料サイクル開発機構  
敦賀本部  
本部長 中神 靖雄 殿

福井県県民生活部  
部長 広部 正紘

### 自主点検作業の総点検中間報告書にかかる 立入調査の結果に基づく要請について

今般明らかになった東京電力(株)による自主点検記録の不正記載問題、さらには原子炉格納容器漏えい率検査データの偽装問題については、国民、県民の原子力発電所の安全確保に対する信頼感を著しく損ねる結果となっており、誠に遺憾である。

これらの問題を踏まえ、県内の3事業者は国や県等の指示に基づき、自主点検記録の総点検を実施しているところであるが、去る11月15日、その中間報告(「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」)が提出されたのを受けて、県および立地市町は、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」に基づき、隣接および隣々接市町村の同行を得て、全ての発電所を対象に立入調査を実施した。

今回の立入調査では、自主点検記録に対する総点検の調査体制および調査方法が不正を摘出し得るものであるか、総点検作業が社外第三者の客観的評価を受けながら厳正に実施されているか、中間報告書の内容が妥当であるかについて、関係書類の確認や聞き取り調査等を実施した。

立入調査の結果、これまでの総点検作業は的確に実施されており、中間報告書の内容については妥当であることを確認したが、これからも厳正な調査を継続することが重要であると考えている。

今後とも、原子力安全文化の定着、品質管理の徹底、適切な情報提供、企業運営の透明性向上等を図るため、安全協定の趣旨を十分踏まえ、別記事項について適切な措置を講ずるよう要請する。

## 別記

- 1 安全協定の運用にあたっては、原子力発電所における技術情報の共有化の観点から、今後、発電所内の情報が確実に通報連絡されるよう、社内体制の改善や社員教育の徹底、意識の改善に努めること。
- 2 確実な品質管理を担保するため、自主点検作業に係る記録や工事施工会社の工事報告書の記載内容等に対する厳密な確認、確実な記録保存が実施されるよう、社内体制の改善や社員への再教育を図ること。
- 3 原子力発電所の品質保証指針（民間基準 JEAG4101）に基づく点検については、全ての項目について、適切な事例を選択した上で検証すること。
- 4 品質保証の観点から、社内では実施されている監査の結果に対し、迅速かつ適切な対処を徹底すること。